

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、社会福祉法人フォーレスト八尾会から物品の買い入れを受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成30年5月7日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

自治体消防制度70周年富山市記念式典に係る出席者記念品購入

(2) 買い入れる物品の内容

エコバッグ

(3) 物品を買い入れる期間

平成30年6月27日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する障害福祉サービスを行う施設であって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予算価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年5月17日

(2) 提出先

財務部契約課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、特定非営利活動法人れいんぼ一みさき地域活動支援センターれいんぼ一みさき から役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成30年5月11日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

点字の打刻作業（その1）医療費受給資格証送付用窓あき封筒

(2) 提供を受ける役務の内容

医療費受給資格証送付用窓あき封筒(5,000枚)への
「とやましやくしょ」点字の打刻作業

(3) 役務の提供を受ける期間

平成30年6月6日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する施設等であつて、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年5月16日

(2) 提出先

福祉保健部 障害福祉課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、特定非営利活動法人れいんぼ一みさき地域活動支援センターれいんぼ一みさき から役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成30年5月25日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

点字の打刻作業（その2）一部負担金助成該当者証（更新）
送付用封筒

(2) 提供を受ける役務の内容

一部負担金助成該当者証(更新)送付用封筒 [14,000枚] への
「とやましやくしょ」点字の打刻作業

(3) 役務の提供を受ける期間

平成30年6月22日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する施設等であって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年5月30日

(2) 提出先

福祉保健部 障害福祉課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、特定非営利活動法人れいんぼーみさき地域活動支援センターれいんぼーみさき から役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成30年5月25日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

点字の打刻作業（その2）一部負担金助成該当者証（更新）
送付用封筒

(2) 提供を受ける役務の内容

一部負担金助成該当者証(更新)送付用封筒 [14,000枚] への
「とやましやくしょ」点字の打刻作業

(3) 役務の提供を受ける期間

平成30年6月22日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する施設等であつて、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年5月30日

(2) 提出先

福祉保健部 障害福祉課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成30年5月18日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

殿様林団地外空地等除草業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

殿様林団地、中滝団地、福沢団地の空地等除草

(3) 役務の提供を受ける期間

平成30年5月31日から平成30年8月31日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年5月31日

(2) 提出先

富山市土木事務所 建設課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成30年5月22日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

大山墓地公園環境美化清掃業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

大山墓地公園の除草及び側溝清掃

(3) 役務の提供を受ける

契約日から平成30年11月23日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年5月29日

(2) 提出先

環境部環境保全課

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年5月29日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名
大山墓地公園環境美化清掃業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称
環境部環境保全課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年5月29日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
富山市牛島町9番4号
公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額
565,000円
- 6 随意契約の理由
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成30年5月21日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

大山B&G海洋センタープール清掃及び窓口等業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

プール施設の清掃、草刈、窓口業務、塩素濃度の管理等

(3) 役務の提供を受ける期間

平成30年6月4日から平成30年8月31日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年5月24日

(2) 提出先

富山市役所市民生活部スポーツ健康課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成30年5月24日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

平成30年度耕作放棄地等有効活用モデル事業用地除草業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

耕作放棄地等有効活用モデル事業用地（富山市塩地内）のうち、富山市の指定する範囲における除草及び集草作業

(3) 役務の提供を受ける期間

平成30年6月1日から平成30年8月31日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年5月29日（火）

(2) 提出先

農林水産部農政企画課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成30年5月14日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

富山市楡原プール草刈り業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

指定する箇所の草刈り

(3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日～平成30年6月15日

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年5月24日

(2) 提出先

市民生活部 スポーツ健康課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成30年 5月25日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

稲代・楡原西部団地空地除草業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

稲代・楡原西部団地の空地除草

(3) 役務の提供を受ける期間

平成30年月6月1日から平成30年10月31日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年6月1日

(2) 提出先

富山市土木事務所 建設課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成30年5月28日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

市有地草刈業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

市有地の草刈

(3) 役務の提供を受ける期間

平成30年6月1日から平成30年6月20日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年6月1日

(2) 提出先

財務部管財課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成30年5月30日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

感謝状筆耕

(2) 提供を受ける役務の内容

感謝状の筆耕

(3) 役務の提供を受ける期間

平成30年6月6日から平成30年6月20日

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年6月6日

(2) 提出先

福祉保健部社会福祉課